

## モバイル通信サービス提供に係る仕様書

### 1. 概要

受注者は、USB ドングルで利用する SIM カードを佐賀県に貸与し、モバイル通信サービスを提供し、佐賀県はそれを利用する。

### 2. 利用期間

令和3年10月1日（金） から 令和4年3月31日（木） まで

### 3. 通信サービスに関する要件

回 線 数：70 回線

SIM カード形状：microSIM カード

また、詳細仕様として、以下の要件を満たすこと。

- (ア)LTE/4G で接続できるものとし、日本国内において安定的に利用できること。
- (イ)1ヶ月あたり1回線に対して10GB以上のデータ通信量を含むこと。
- (ウ)調達する全ての回線をグループ化して、追加費用や操作を要せずデータ通信量をシェアできること。
- (エ)1ヶ月間にシェアする合計通信容量(700GB以上)を超過した場合でも速度制限、モバイル通信サービスの利用停止等制限を行わないこと。なお、著しく超過して通信容量が発生した場合は協議のうえ回線プランを見直すものとする。
- (オ)SIMについて、佐賀県が保有するLTE USBドングル「FS040U」に適合するSIMカードとする。初期設定等は済ませたものを納品することとし、掛かる経費等については、初月利用料の請求に合算すること。
- (カ)回線ごとの通信利用量累積(パケットカウンター)が管理できる、当月及び過去月2ヶ月間の利用データを抽出できる等のサービスを提供すること。
- (キ)SIMカードの紛失等が発覚した場合には、佐賀県からの報告を受け、直ちに当該SIMの通信を遮断することが可能であること。

### 4. 通信費等の支払い

月々の利用料については、期間終了後の翌日以降に請求書を提出するものとし、適法な請求書提出から30日以内に支払うものとする。

また、初期費用等については初月利用料の請求に合算するものとする。

## 5. 障害発生時の対応

通信の障害等が発生した場合には、原因を調査し、適切に復旧するものとする。  
また、その方法及び費用負担については、その都度佐賀県と協議を行う。

受注者は障害発生時等の問い合わせ窓口を設定し、佐賀県に提示すること。

## 6. 留意事項

その他本仕様書に記載がない事項について、必要に応じて佐賀県と受注者で協議のうえ定めるものとする。